平成２３年（フ）第２１０号
群馬県前橋市関根町548番地　ＲＢ―401号
債務者　遠藤　民子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２１９号
群馬県伊勢崎市豊城町2336番地４
債務者　高橋　善作
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２２２号
群馬県前橋市上泉町1481番地　Ａ―403号
債務者　高瀬　健次
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２３１号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場273番地17
債務者　小林柳太郎
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２３５号
群馬県前橋市三俣町２丁目29番地16
債務者　間渕　未子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２３９号
群馬県伊勢崎市国定町２丁目1860―３　ハイム国定203号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1339番地40
債務者　阿久津三郎
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１８１号
群馬県高崎市井野町368番地２　ボワメゾンＢ106
債務者　後閑　敬太
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２３５号
埼玉県熊谷市万平町２丁目４番地１　Ｍ―プラザ２Ｆ
債務者　篠﨑千代子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９４６号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2161番地の４、住民票上の住所神奈川県厚木市飯山3035番地２岩舘ハイツ102
債務者　髙瀬よう子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２９１号
神奈川県小田原市国府津２丁目４番26号
債務者　遠藤　昌子（旧姓大庭・宮田）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６６号
三重県松阪市下村町1027番地　グリーンハイツＢ105
債務者　下山　壽一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第５号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ368号、前住所京都府宇治市宇治下居33番地の６　青柳ハイツ103号
債務者　木村由多加
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３６号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪37番地の３
債務者　白橋　雪子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８４号
京都市山科区音羽前田町33番地１　エーデル音羽101
債務者　井上　浩嘉
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０２号
京都市右京区太秦安井西裏町21番地、前住所京都市右京区常盤下田町20番地　グランドパレスもと庄屋Ｂ―111号室
債務者　後藤公美乃
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０８号
京都市中京区四条通大宮西入錦大宮町115番地３　ファーストフライトビル301
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７３６号
京都市伏見区醍醐下山口町４番地７　コーポ岩渕308号
債務者　川島　悦子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係